

11月25日～12月1日 犯罪被害者週間

犯罪被害にあった人を 支援するために

身近な人が事件や事故の被害にあった時、支えるためにできることは？ 犯罪被害者とその家族・遺族への支援に取り組んでいる楠本節子さんに聞きました。

■インタビュー

NPO法人
大阪被害者支援アドボカシーセンター
事務局長
楠本節子さん



身近な人が犯罪被害にあった時、 助けになること

① 相談窓口を紹介してください

制度や法律、捜査や裁判の流れ、保険や賠償などの知識が助けになります。そうした情報もっている相談窓口（大阪被害者支援アドボカシーセンターなど）を紹介してください。

② 日常生活の手助けをしてください

事件・事故のショックから、日常の食事、洗濯、買い物、子どもの世話などができなくなったりします。そんな時、おかずを差し入れる、洗濯物を取り入れる、代わりに買い物に行くなどの手助けをしてください。

孤立させることなく 日常生活の中で手助けを

犯罪被害にあわれた方からの相談で最も多いのは、「自分がどうなるのか」という不安です。事件や事故があると、警察の事情聴取、マスコミの取材、裁判所への出廷など、人生で初めて経験する出来事が次々と押し寄せます。これからどうなるのか、どこに相談すればよいのか、適切な情報提供が必要です。また、被害者の方に周囲がどう声をかけたらいいのかわからず、遠巻きにしまい、結果、孤立感を深めることがあります。身近な人が被害にあわれた時、「情報が必要」「孤立しがち」という2点を頭に置くと、日常生活の中で手助けできることが見えてくるでしょう。強い精神的ショックから、被害者の方やそのご遺族は、①事件・事故のこを受け入れられない、②今までできていたことができなくなる（他人の言葉が頭に入らない、文字が書けない・思い出せない、物忘れなど）、③人が信じられなくなる、といった状態におちいります。その状態を理解して温かく見守っていただきたいと思います。

大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、犯罪被害者への理解を広げるため、ブックレット『「犯罪被害にあう」ということ』を配布しています。



ご希望の方は、事務局へ電話かFAXで問い合わせください。
TEL:06-6771-7600 FAX:06-6771-7650

犯罪被害にあった人のための電話相談窓口

**NPO法人
大阪被害者支援アドボカシーセンター**
TEL:06-6774-6365

月～金曜（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00

※面接相談、警察・検察庁・裁判所・医療機関等への付き添い支援も行っています。

大阪弁護士会（犯罪被害者弁護ライン）
TEL:06-6364-6251

火曜（祝日、年末年始除く） 15:00～18:00

大阪地方検察庁（被害者ホットライン）
TEL:06-4796-2250
FAX:06-4796-2242

月～金曜（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00

茨木警察署
TEL:072-622-1234

月～金曜（祝日、年末年始除く）
9:00～17:45（執務時間外は当直対応）



茨木市 総務部 人権・男女共生課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL/072-620-1640 FAX/072-620-1725
E-mail/jinken@city.ibaraki.lg.jp

この冊子は企画から印刷まですべてを外注し、作成しています。
（20,000部/1部当たり単価35円）